

資料-7 モニタリング及び減額措置等(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
1	モニタリング対象業務	1	第2	1					サービス購入料3-1、サービス購入料3-2という記載がありますが、両者の違いはなんですか。	サービス購入料3-1は、修繕業務を除く維持管理業務、運営業務(独立採算部分を除く)及びSPCの運営等に要する費用を、サービス購入料3-2は修繕業務に要する費用を対象とする予定です。具体的なサービス購入料の算定及び支払方法(案)は入札公告日に公表します。
2	日常モニタリング	2	第2	3	(1)				事業契約書(案)第64条において、日報は事業者が保管し、貴市の要請に応じて提出するとあります。また、モニタリング及び減額措置等(案)においては、日報は貴市へ毎日提出することとあります。日報は毎日貴市へ提出するという理解でよろしいのでしょうか。	モニタリング及び減額措置等(案)に示すとおり、日報は毎日市に提出してください。事業契約書(案)第64条を修正します。
3	日常モニタリング	2	第2	3	(1)				日報を毎日貴市に提出する場合、当該日報はFAXもしくはメールにて貴市に提出する方法でよろしいのでしょうか。	本施設の管理を担当する部署(未定)に直接持参して提出してください。
4	利用者モニタリング	2	第2	3	(5)				貴市が実施する施設利用者へのアンケート調査等のモニタリングは、貴市の負担という理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	利用者モニタリング	2	第2	3	(5)				アンケート調書は、貴市で作成されると理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	モニタリング費用の負担	3	第2	4					現場の要員が立会う必要のあるモニタリングについては、当該要員は日中、作業に従事しているケースが多いと思われます。事前に日時を協議させて頂けるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	水準未達の認定等	3	第2	5	(1)	イ			状況報告書は貴市の指定書式という理解でよろしいのでしょうか。	事業者で様式案を作成し、市と協議の上、定めるものとします。

資料-7 モニタリング及び減額措置等(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
8	水準未達の認定等	4	第2	5	(1)	ク			「サービス購入料2及びサービス購入料3の支払いを停止することが出来る」とありますが、引渡しが完了している施設の割賦支払分であるサービス購入料2の支払停止は削除頂きたく存じます。事業者が本事業のために行う資金調達(借入金)の返済原資となるのがサービス購入料2(割賦支払分)ですので、サービス購入料2が支払停止となりますとファイナンススキームに悪影響を与えることが予見されます。	事業者の債務不履行時などにおいて、早期に業務改善を図るための措置(業務改善がなされれば支払われます)として考えており、原文のとおりとします。
9	水準未達と認定された場合の措置	4	第2	5	(2)	ア			減額ポイントは次の四半期には繰り越さないとの記載がありますが、次の四半期は減額ポイントがゼロからスタートするという理解でよろしいでしょうか。また、サービス購入料についても、減額された金額が元の金額に戻るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	改善勧告	8	第2	5	(4)	イ			飲食スペース運営業務の毎月の収支計算書及び損益計算書が収支計画と大きく差異が出た場合(営業収支が悪化した場合)にも、改善勧告後も改善が認められなければサービス購入料の減額措置等が実施対象とされるのでしょうか？	施設利用者等の大幅な減少など、事業者の責めに帰すべき事由以外の事由によって収支計画と実績との間に乖離が生じた場合や、事業者のいかなる経営努力によってもその解決ができないと認められる場合においては、減額措置の対象とはしません。
11	飲食スペース運営業務、自動販売機運営業務に関するモニタリング	8	第2	5	(4)	イ			独立採算業務ですので、サービス購入料の支払いに影響を与えない仕組みとして頂きたく存じます。	質問No.10の回答を参照してください。
12	飲食スペース運営業務の業務継続	8	第2	5	(4)	ウ			当該業務の要求水準の見直し及び事業契約の一部解除等とありますが、見直し及び一部解除の中に飲食スペース運営業務を事業範囲から外すこともあり得ると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13		9	第2	6	(1)				長期修繕計画書と当該年度の修繕業務計画書の金額が物価変動等の高騰及び下落による差異が発生した場合でも、貴市の承諾が必要となるのでしょうか。	各年度に提出する修繕業務計画書については、市の承諾が必要です。